

## 東海地震に対する措置

区 分	実施事項
東海地震に関連する 調査情報(臨時) (注意喚起) (情報収集体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在泊船舶は、情報収集連絡体制を強化すること。</li> <li>2 VHF装備船は、VHFを聴取すること。(国際VHF 16ch)</li> <li>3 AIS搭載船は常時AISを作動させ、適正な入力を行うこと。</li> </ol>
東海地震注意情報 (第1警戒体制) (準備体制 及び避難体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物等の荷役は中止すること。</li> <li>2 在泊船舶は、避難準備体制を完了し、警戒宣言の発令に備え、厳重な警戒体制をとること。</li> <li>3 港外退避準備を終えた危険物積載船舶については、自主的な避難行動の開始に努めること。</li> <li>4 危険物積載船舶以外で出港に水先人及びタグボート等を必要とする船舶についても、危険物積載船舶と同様の対応に努めること。</li> <li>5 その他の在泊船舶であっても、前記3項及び4項の船舶の避難行動の妨げにならないように、自主的な避難行動の開始に努めること。</li> <li>6 港外退避運航において、船舶間で競合が生じた場合は、危険物積載船舶を最優先とすることに努めること。</li> <li>7 工事作業用資機材等の流出防止措置を講ずること。</li> <li>8 危険物積載船舶は、自主的に注意情報発表をもって入港を差し控えることとし、その他の船舶であっても、それと同様の対応に努めること。</li> </ol>
警戒宣言発令 (第2警戒体制) (避難体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 すべての荷役は中止すること。</li> <li>2 在泊船舶のうち、汽艇等以外の船舶は、原則として港外の安全な場所に避難すること。</li> <li>3 汽艇等は、港内の安全な場所に避難するとともに、係留強化及び陸揚固縛(場合によっては港外避難)等の措置を講ずること。</li> <li>4 工事作業用資機材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。</li> <li>5 汽艇等以外の船舶は入港しないこと。</li> </ol>